平成２５年（フ）第５６５１号
東京都足立区青井６丁目23―10―504
破産者　宮澤　洋子（旧姓小松）
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７５５号
千葉県習志野市津田沼２丁目11―19―306
破産者　山崎　能彦
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７９２号
東京都目黒区緑が丘２丁目３番15号　緑が丘シティハウス102、商業登記簿上の本店所在地東京都港区新橋１丁目９番２号
破産者　有限会社リール
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７９３号
東京都目黒区緑が丘２丁目３―15―102
破産者　岩　　伸浩
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５８１８号
東京都世田谷区砧２丁目15番10号
破産者　株式会社ユーロックス・ジャパン
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５８６４号
東京都港区新橋１丁目７番10号
破産者　株式会社イデア・コム
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５８８９号
東京都江戸川区春江町３丁目45番24号
破産者　有限会社岡野板金
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５８９０号
東京都江戸川区春江町３丁目45―24
破産者　岡野　道男
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５８９９号
東京都江戸川区瑞江２―43―６―102、商業登記簿上の本店所在地東京都千代田区内神田１丁目18番13号
破産者　有限会社花市商店
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９００号
東京都江戸川区瑞江２丁目43―６―102
破産者　齋藤　至弘
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９０１号
東京都江戸川区瑞江２丁目43―６―102
破産者　齋藤かづみ
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９０２号
東京都江戸川区瑞江２丁目43―６―102
破産者　齋藤　美幸
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９１０号
東京都練馬区練馬３丁目10番18号
破産者　有限会社アニメ・スポット
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９４６号
東京都大田区矢口２丁目20番11号
破産者　有限会社和光
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９４７号
東京都大田区池上４丁目５―８
破産者　矢野　　恵（旧姓佐々木）
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９６１号
東京都渋谷区本町１―52―１、商業登記簿上の本店所在地東京都中野区弥生町４丁目18番１号
破産者　有限会社フォートピア
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９６３号
東京都中央区新富１丁目６番５―209号
破産者　ナシヨナル事務用品株式会社
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９６９号
東京都世田谷区等々力３丁目32番９号
破産者　株式会社日本ライフ社
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９７０号
東京都世田谷区瀬田２丁目31―３―401
破産者　木村　洋孜
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６００８号
東京都世田谷区用賀２丁目41番18号
破産者　アベニュー株式会社
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６００９号
神奈川県横浜市青葉区黒須田33―７―501
破産者　鈴木佳代子
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６０１６号
東京都立川市若葉町４丁目25番地の１若葉町団地２号棟203号室
破産者　日本建装有限会社
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部